

# 特定非営利活動法人 暮らしのお手伝い よねさと 定款

## 第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、特定非営利活動法人 暮らしのお手伝い よねさと という。

(事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市古郡家105番地に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、主に米里地区住民に、防犯防災に関する啓発活動・マップ製作・講習会・耐震器具の斡旋取り付け等の地域安全活動、環境美化意識向上のためのリサイクル活動・広報活動・講習会等の環境保全活動、子どもと高齢者の世代間交流事業等子どもの健全育成活動、地産地消支援のための生産者と消費者のふれあい市開催等町づくり推進活動など諸事業を実施することにより地域の活性化に貢献し、もって米里地区住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第四条 この法人は、第三条の目的を達成するために、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 子どもの健全育成活動
- (4) まちづくり推進活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の活動支援

(事業)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 防犯・防災意識の啓発活動、環境保全製品の販売・取り付け事業
- ② ゴミ減量化推進、環境美化意識の啓発、講習会の開催、リサイクル事業
- ③ 明るい町づくりのための子どもと高齢者の世代間交流事業、ふれあい事業

- ④ 地産地消支援、野菜市の開催など町づくり推進活動
- ⑤ 刈り込み及び小修繕事業
- ⑥ 地域内スポーツ施設の管理の受託
- ⑦ 高齢者の外出支援事業
- ⑧ 留守家庭の児童預かり事業

(2) その他の事業

- ① 店舗の賃貸

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第三章 会員

(種別)

第六条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 本会が別に会員資格規定に定めた会員

(入会)

第七条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第八条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第九条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出した時。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(退会)

第十条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第十一条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第十二条 即納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第十三条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第十四条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第十五条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な自室があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第十六条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、就任又は任期満了時後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第十七条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第十八条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第十九条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第二十条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第五章 総会

### (種別)

第二十一条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第二十二条 総会は正会員をもって構成する。

### (機能)

第二十三条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第五十条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

### (開催)

第二十四条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第十五条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第二十五条 総会は、第二十四条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第二十四条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつ

て、少なくとも開催予定日の5日前までには通知しなければならない。

(議長)

第二十六条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第二十七条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第二十八条 総会における議決事項は、第二十五条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第二十九条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第二十七条、第二十八条第2項、第三十条第1項第2号及び第五十一条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第三十条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第六章 理事会

### (構成)

第三十一条 理事会は、理事をもって構成する。

### (機能)

第三十二条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第三十三条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第十五条第4号第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第三十四条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第三十三条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までには通知しなければならない。

### (議長)

第三十五条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第三十六条 理事会における議決事項は、第三十四条第4項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(表決権等)

第三十七条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第三十八条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第三十八条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第三十九条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第四十条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。



(資産の管理)

第四十一条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第四十二条 この法人の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第四十三条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第四十四条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第四十五条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第四十六条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第四十七条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第四十八条 この法人の事業報告、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第四十九条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第五十条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務を負担し、又は放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第五十一条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第二十五条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第五十二条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の取り消し

2 前号第1号の事由により擬り法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1号第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十三条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第十一条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第五十四条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第九章 公告の方法

(公告の方法)

第五十五条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸貸対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第十章 雑則

(細則)

第五十六条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	秋口	政俊
副理事長	渡辺	勘治郎
理事	武田	稔
理事	本田	昌宏
理事	西村	靖洋
理事	山田	一仁
監事	雨河	俊夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第十六条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第四十四条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第四十九条の規定にかかわらず、設立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第八条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	30,000円
(2) 年会費	24,000円